

平成20年度第1回芦屋すこやか長寿プラン21評価委員会 会議録

日 時	平成20年8月20日(水) 14:00~16:00
会 場	北館2階会議室3
出席者	委員長 浅野 仁 委員 関委員, 多田委員, 若林(益)委員, 藤原委員, 中野委員, 中條委員, 三上委員, 柴沼委員, 久保崎委員, 若林(敬)委員, 瀬尾委員, 平馬委員, 佐治委員, 安宅委員, 今村委員, 磯森委員 事務局 芦屋市保健福祉部高年福祉課 健康課
会議の公表	<p style="text-align: center;"> <input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 </p> <p><非公開・部分公開とした場合の理由></p>
傍聴者数	0人

1 議題

(1)第4次芦屋すこやか長寿プラン21施策実施状況の評価について

2 審議内容

(事務局)「総合的な介護予防の推進」,「地域におけるケアの推進」について事務局より説明

(柴沼委員)地域ケアの推進について,どうも自治会・民生委員等,同じような認識にたっていないように思います。会議を開催しても出席されない団体があったり,全く出席されない団体があるなど,この点はどのようにPRや連絡をしていますか。内容が認識されていないのか,どうなっていますか。

(委員長)事務局は行政がしているのですか。

(事務局)今は,高齢者生活支援センターがそれぞれの圏域で事務局を担っています。団体の長にご出席を要請してもご出席いただけなかったり,会長が1年ごとに交代になることで,引継ぎがうまくいっていないということがあるようです。苦慮しながらもお願いしている状況ですが,そもそもの会議の位置づけを説明するなどの対応を行っています。何とかまずは参加いただいて,今後は市全体の地域体制の構築に向けて進めているところで,現在は啓発中心となっています。

各組織が同じ認識になっていないのではというご指摘は各高齢者生活支援センターとしても悩みとして抱えているところです。支援センター職員とも毎月会議を行っており,活動方法などの共有をしているところです。今のご指摘についても支援センター職員にも伝えていきます。

(委員長)今のご指摘からすれば評価は「C」になるかもしれませんね。

(中條委員)メタボリックシンドロームがさかんに情報啓発されていますが,この対策は

具体的にどのように行われていますか。

(事務局) 平成20年4月から制度が大きく変わり、各医療保険者が行う特定健康診査と特定保健指導というものが始まりました。こちらはメタボリックシンドロームの対象者を見つけ予防していただくための保健指導を利用させていただこうという制度になっています。こちらのほうは国民健康保険が主体となって進めており、目標値の達成を目指して開始されました。

(中條委員) 見つけるのではなくて、自分たちから進んで改善してもらうようなアピールをしたほうが良いのではないですか。関心をもって参加していただくような方法があったらよいのではないかと思います。

(事務局) 健康講座等、ならないような周知と特定健診で指導の対象者には保健指導で改善を図っていただくという国の方針となっていますのでそれにそって実施をしていきたいと思えます。

(多田委員) 現在のところ特定健診を受けておりますが、前年と制度が変わってきて、生活習慣病の予約をしている方は検査しなくてもよいということがあったり非常に不評です。後期高齢者の方にはほとんど受けていただくものがないということがあります。ある程度、一定の結果がでてこないと制度を変えることがないのかなと思えます。介護保険のサービスを受けているような年代になってくると利用してもらうものがなくなってきて、ガン検診でも受けてはどうかと提案する程度になります。そういった年代の方々については、政府はメタボリックシンドロームということをして制度として念頭に置いていないのではとの懸念があります。不便を感じながら活動しています。今後メタボリックシンドロームの対象者がどの程度発見されてくるのか様子を見てみようかと思っています。

(事務局) 今ご指摘の点はこちらとしても聞いているところです。まだ始まったばかりの制度でありますから見直しも出てくるかもしれません。もう少し、どのように進んでいくか見ていきたいと考えています。

(佐治委員) 高齢者のセーフティネットについて、民生委員が行う要援護者台帳ですが、選定方法がアトランダムなように見えました。「見守りが必要な高齢者」とはどういう方を対象にしていますか。また情報提供はどのように提供されていますか。そして台帳作成にあたっては、期間や目標はありますか。

(藤原委員) そのことに付帯して、台帳閲覧は誰でもできるのか、更新はされるのか、その点もお聞かせください。

(中野委員) 今まで民生委員は個々に高齢者、一人暮らしを区分けして台帳を作成していました。一昨年前から、概ね80歳以上の方の全てを対象に1件ずつ訪問して聞き取りし、そのなかで今までに把握していた方や夫婦世帯などは、対象年齢以下でも把握しています。基準はありませんが、80歳以上は必ずということで進めてきました。

我々の日々の活動のなかで「この方」という方が把握できれば随時、台帳を作成しています。去年が1,600人であったものが、今年は1,900人となっており、今後も増加していくものと考えています。この数値が多いか少ないかということは私としても疑問に感じているところです。

まだまだ我々の周りには知りえない対象者の方はいらっしゃると思います。数十年前には65歳以上の方の情報をもとに一斉にということはありましたが、今はサービスを必要とされた方が支援センターや行政に相談されて、そこから

把握した対象者に訪問するということがあります。把握した対象者の状態は変わっていきますので1年ごとに見直しをしています。台帳は民生委員が所持しています。一昨年前から始めた際には、災害のための援護台帳とし安否確認として同意を得るようになりました。消防・社会福祉協議会・高年福祉課・民生委員で所持することとなっています。

(安宅委員) 市では認知症の情報を持っていると思いますが、その情報と関連はありますか。

(事務局) 補足ですが、台帳の提出があった場合は要介護等認定の有無と緊急通報システムの利用状況などと突合します。対象者の関係者を把握することが大切であると考えています。データは随時更新しています。閲覧については、関係機関で保有することの同意があったもの以外に広げるような取扱いはありません。

(事務局) 「高齢者の尊厳に配慮したケアの推進」、 「サービスの質の向上と情報提供」について事務局より説明

(安宅委員) 「認知症見守り支援事業」について利用率が低いということですが、社会福祉協議会でも認知症の方の居場所づくりの事業をしてもらっていますが、送り迎えがない、限られた時間であることから利用が低調です。見守り事業は自宅を訪問するので提供方法としては良いと思っていましたが、自宅に入られたくないということで難しいところがあります。認知症初期の方は自宅外に出られない、知られたくないということでガードされる傾向があります。認知症について理解してもらいたいのですが、なかなか難しいです。

(委員長) 特別給付の評価は「C」となっていますが、この点は市内事業所や施設に協力を求めることはできますか。

(事務局) 施設のベッド数の問題があり、空床がなく利用できない場合があります。介護サービス事業者連絡会を通じて依頼していくことと、整備をしていくことで対応していきたいと考えています。

(三上委員) ショートベッド数の問題で難しいところがあります。

(事務局) 特にゴールデンウィークや年末年始で対応が困難な場合があります。虐待事例の関係で緊急的に保護する事例が増えてきました。早急に解決して欲しいという要望が出ていますが、施設に確保をお願いすることもベッド数の問題があり、課題は重々理解しています。

最近ショートステイの利用期間が長くなるという問題も起こっています。

(三上委員) 1・2日であれば対応できなくはありません。

(藤原委員) 介護サービス事業者連絡会の開催頻度や事業者数はどうなっていますか。

(事務局) 40事業者が加入しています。主に研修を中心に事業者間の情報共有を行い質の向上のために自主的・積極的に活動されています。

(瀬尾委員) 権利を侵害されている対象者は家族関係がうまくいっていない場合があると思います。そういった方をお預かりする場合、家族からの攻撃が予測され入所することに難色を示されることはありますか。

(三上委員) 特別養護老人ホームはそのようなことはありません。むしろ職員はプロですので家族に対しても適切に対応していきます。

(事務局) まずは緊急性の判断は高年福祉課で行います。社会福祉法人でそういった事例の入所を拒否することはできません。

(関 委員) 実例ではありますが、独居の方が発病され入院加療が必要となり治療が終了したけれども、自宅に戻れない。施設をあたっても空がなく1～2年先になってしまう。退院せざるを得ないこととなり、老健をあたっていくことになります。ただ、そうなれば老健入所を転々としていかなければなりません。そういった場合、行政でトータルの独居の方など身寄りのない方をサポートする仕組みはないのですか。高齢者の尊厳を重んじれば定住できるところを探してあげないといけません。そういった対応を行政の方でももらえるのかどうか、老健や有料老人ホームの一覧があるとか、他市との連携をとるとか、財産や年金額に応じた施設情報を提供するとか、今後はそういった体制が望めるのかどうか、地域行政で一括して救済できるような仕組みがあればよいと思いますが、どうでしょうか。

(瀬尾委員) 家族と関係がうまくいっていない方は保証人がとれません。そういった場合に行政がサポートしていければよいと思います。

(事務局) そういった場合は高齢者生活支援センターが情報提供の窓口として必要に応じた提案や調整を行います。ただ、対象者の置かれた状態が本当に在宅で難しいのか、また家族がないといいながら実際には関係がうまくいっていないだけであるということなども考えられます。在宅が難しいと思ってもサービスを手配することで生活が可能な場合もあり単一的な答えが出しにくいのも事実です。行政としての役割は、本当にどうしようもなくなった場合における措置的な対応ということで、そこは高齢者生活支援センターとの役割分担になります。

(関 委員) 措置まで行ってしまうと行政的に対応されてしまうので本人の希望通りということにはなりません。本人の希望にあう形で余生を送っていただこうとすれば、ご希望に添える範囲でやっていくことに、ある程度応えていくのが行政の役割ではないかと思います。問題となってくるのが独居の方への対応です。身内が居ても疎遠な方など、サポートが必要ではないかと思います。

(事務局) 「積極的な社会参加の促進と安心のある暮らしづくり」について事務局より説明。

(委員長) 住宅課が予定している「住宅ストック計画」とはどういった計画ですか。

(事務局) 今ある市営住宅のバリアフリー化などを規定する計画です。そのため増数というよりも現状の改善を規定するものです。来年の3月までに策定するものです。

(若林委員) 最後までいきいきと過ごしていくということは大変なことなんだと改めて
(敬) 考えさせられました。コムスクという組織は積極的な社会参加と促進ということを常に念頭に置きながら三世代の交流ということでのいろんな活動を展開している組織だと再認識しました。ここにある県民交流事業を今村委員と集会所を利用しながら社会参加のきっかけ作りをしています。いろんな方が参加しやすいプログラムを作成し地域の方に喜ばれているという現状です。私の使命としてはこの会議でこういった話が出ているということコムスクに配信していくことが役割だと思っています。コムスクに対してこの点からこうして欲しいということがあれば、今日聞いて帰りたいと思います。

(事務局) コムスク活動は芦屋市のなかでも積極的に関わっていただいております、ありがたく思っています。ここは高齢者の委員会ですが、これからは世代の交流な

どいろいろあると思います。9月には高齢者の特集号の広報を行います。また認知症の啓発活動なども行っておりますので、ご参加いただければと思います。

(事務局) 次回の開催は介護サービスの給付関係の評価をお願いし、開催時期は10月中旬以降に調整させていただくことを連絡する。

以 上